大　　阪　　府

大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則における事業者からの「誓約書」の提出について

公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、令和２年 12 月 25 日から大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団排除に係る措置に関する規則が施行され、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結し契約書を作成する契約の元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要です。また、元請負人及び下請負人等の方は当該公共工事等における下請契約等を締結する前に、相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを確認し、大阪府への「誓約書」の提出が必要です。

本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び全ての下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」を必ず提出してください。

記

１　対　　象　大阪府と公共工事等の契約を締結する元請負人及び下請負人（※）
※契約書の作成を省略する場合は除く。
※施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を除く。
※ただし、府が提出を求める場合は必要。

２　様　　式　元請負人用（ワード、ＰＤＦ）
下請負人用（ワード、ＰＤＦ）

３　提出期限

・元請負人は、事後審査の段階で、電子入札公告に示す日時（事後審査がない場合は、契約を締結する前）までに、誓約書を府へ提出

・下請負人等については、当該下請契約等を締結する前に、元請負人を通じて誓約書を府へ提出

4　誓約書の内容に違反した場合の取扱い

・元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合、府の入札参加資格者は、入札参加除外者として指定、入札参加資格を有しないときは、誓約書違反者として指定

・当該契約を解除して、違約金を徴収

・下請負人等が、下請契約等の締結の日から当該契約期間が満了するまでの間に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合も、入札参加除外者又は誓約書違反者として指定

・元請負人と当該下請負人等に係る当該契約の解除を求めるものとし、当該契約が解除されない場合は、当該元請負人との契約を解除して、違約金を徴収

・入札参加除外者又は誓約書違反者として指定された者は、商号又は名称等を公表され、指定・公表期間中は公共工事等に参入することはできない。また、入札参加資格を得ることはできない。

5　誓約書を提出しない場合の取扱い

・元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。

・元請負人及び下請負人は、誓約書を提出しない者と下請契約を締結してはならない。

・府の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）は、３月の入札参加停止

6　誓約書違反の措置を適用する範囲

・誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）

・誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）

7　参考

・大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則　ＦＡＱ

大阪府総務部契約局
総務委託物品課　総務・資格審査グループ
ＴＥＬ：　０６－６９４４－６２４７